

支出決定決議書

支出の決定	監査室長	出 納	調 達		主 筆
官署支出官					
契約書 等は	年 月 日第 年 月 日第 年 月 日第	号に添付 号に添付 号に添付	会 計 法 予 決 令・特 例 政 令 第 第 条 第 項	第 条 第 項	による 号による
備 考					

入力者

整理番号	発議年月日	年度	負担官 区分	相殺請求番号	案件番号	一括登録 番号
0103042	7. 4. 2	6	00			

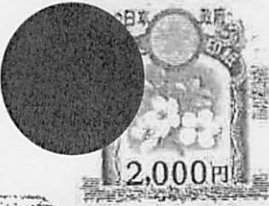
所 管	08	法務省
会 計	00000	一般会計
部 局 等	010	法務本省
項	010	法務本省共通費
目	091010	庁費
目 的 細 分	雑役務費	
債 主 氏 又 名 氏 名 称	000477222 カ)サーベイリサーチセンター 株式会社サーベイリサーチセンター	
主 住 所	東京都荒川区西日暮里二丁目40番10号	
金 機 関		
融 店 舗		
預 貯 金 種 別	口座番号	金 額
支出負担行為時の 債主コード	000477222 支払回数	支出決定済額累計
受 入 年 度	4,070,000 円	
及 び		
受 入 科 目 名		
支出決定区分	01 通常	
支 払 方 法	3 振込	支払時期 1 通常
外 貨 名	外 貨 額	
分 任 官		
分任官整理番号		

摘 要	*新たな法的ニーズの把握及び法曹に期待される役割を検討するための調査業務 a 5 7
-----	--

事 業 等	
任 訳 区 分	5213 庁費等
勘定科目(借方)	
勘定科目(貸方)	
予 算 事 項	001 法務本省一般行政に必要な経費
主要経費別分類	95 その他の事項経費

内 訳	略科目 コード	部分払 区分	支払予定 年月日	精算予定 年月日	債主別 出力区分1	支払実績 出力区分2
	001842		7. 4. 11			

国庫債務負担行為整理番号	設定年度
国庫債務事項	
電文通番	00223



契 約 書

支出負担行為担当官法務省大臣官房会計課長（以下「甲」という。）と株式会社サーベイリサーチセンター（以下「乙」という。）は、以下のとおり、新たな法的ニーズの把握及び法曹に期待される役割を検討するための調査業務（以下「本件業務」という。）に係る請負契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、乙が別添仕様書に基づいて、本件業務を行い、甲がその対価を支払うことを目的とする。

（履行期限）

第2条 本契約の履行期限は、別添仕様書記載のとおりとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は、金4,070,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

（監督）

第4条 甲は、乙による本件業務の遂行状況を監督するため、甲の指定する監督官その他の者（以下「監督官等」という。）を乙の作業場その他の関係場所に派遣することができる。

2 乙は、監督官等の職務に協力しなければならない。

3 甲又は監督官等は、本契約の目的の達成に重大な影響を及ぼすと判断される事項については、書面の変更又は改善の指示をすることができる。

（検査）

第5条 乙は、本件業務を完了したときは、甲の検査を受けるものとする。

2 甲は、本件業務が完了した旨の届出があったときは、その日から10日以内に前項の検査を行うものとする。

3 乙は、第1項の検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを是正改善して、甲の検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の場合に準用する。

（代金の請求及び支払）

第6条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。その際、消費税及び地方消費税額（消費税及び地方消費税額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を明示し、併せて請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求があったときは、その請求を受けた日から30日以内に前項の請求金額を乙に支払うものとする。

3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により前項に定める期間内に契約代金を支払わなかったときは、乙に対して、その支払期限の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、支払わなかった請求金額に対する年2.5パーセントの割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、前項に定める期間内に支払わないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、前項に定める期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計上しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、甲は、これを支払う

ことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(再委託)

第7条 乙は、本件業務の全部を第三者に委託することはできない。

2 乙は、本件業務の一部を再委託しようとする場合には、甲の定める様式により再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、本件業務の一部を再委託したときは、再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

4 乙は、本件業務の一部を再委託しようとするときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託の相手方と約定しなければならない。

(再委託に関する内容の変更)

第8条 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により再委託変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(履行体制)

第9条 乙は、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲の定める様式により作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに甲に届け出なければならない。ただし、商号又は名称及び住所のみの変更の場合は、届出を要しない。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(個人情報等の取扱い)

第10条 乙は、本契約に係る業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び乙が策定した個人情報保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号を遵守すること。

(1) 乙は、本契約の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。

(2) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲に対し書面で報告すること。

(3) 乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。

(4) 乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けること。

(5) 乙は、甲から提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）について、本契約に係る業務終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲に返却し、又は、個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、甲の定める様式により「廃棄等報告書」を提出すること。

(6) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務（以下「委託業務」という。）を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。）に再委託をしようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書」を提出し、あらかじめ甲の承認を受けること。

(7) 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請書」を提出し、甲の承認を受けること。

- (8) 前2号の規定に基づく取扱いについては、再委託先が委託業務を更に再委託しようとする場合についても同様とする。
- (9) 乙は、委託業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委託先と約定すること。
- (10) 乙は、乙又は再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。
- (11) 本契約による業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を甲に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと。
- (12) 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。
- (13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止のため、被害拡大防止等のための適切な措置を採ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること。
- (14) 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うこと。
- 2 甲は、必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先の事業所等の関係場所において調査をすることができる。
- 3 乙が第1項各号の一に違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止等)

- 第11条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合には、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(期限の延長)

- 第12条 乙は、自己の責めに帰することができない事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲に対して遅滞なく理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、延長の日数は、甲乙が協議して定めるものとする。
- 2 乙の責めに帰すべき事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲は、乙から遅延料を徴して履行期限を延長することができる。
- 3 前項の遅延料は、遅延日数1日につき契約金額(契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。)から既納部分に対する契約金額相当額を控除した額に対して年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(甲の契約解除権等)

- 第13条 甲は、次の各号に掲げる事項の一に該当する事由があるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 本契約の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき。
- (2) 乙が正当な理由なくこの契約を履行しないとき又は履行する見込みがないとき。
- (3) 乙が本契約の条項に違反したとき。
- 2 前項各号の一に該当するときは、甲は、契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、

契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。乙が甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

- 3 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、本件業務を履行することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。
- 5 甲及び乙は、第1項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 6 第1項、第4項又は前項の規定により本契約が解除されたときは、甲は、業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払わなければならない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

- 2 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

第15条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。)の規定による排除措置命令を行ったとき。
 - (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第16条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条

第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令（同法第7条の3第1項若しくは第2項又は第3項の規定を適用したものに限る。）を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

6 本条の規定は、本契約の履行が完了した後においても効力を有する。

（属性要件に基づく契約解除）

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第18条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

（下請契約等に関する確約）

第19条 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受託者（再委託以降の全て

の受託者を含む。)及び下請負人若しくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(下請契約等に関する契約解除)

第20条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

第21条 甲は、第17条及び第18条の各号の一に該当すると認められるときは、本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

3 甲は、第17条、第18条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第17条、第18条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

5 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

6 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第22条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下単に「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第23条 甲は、成果物の引渡しを受けた後、成果物の種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用でこれを補修する等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。

2 甲は相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その追完がないときは、甲は、乙に対してその不適合の程度に応じて代金の減額請求をすることができる。ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに代金の減額請求をすることができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質により、履行期限までに履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が履行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲は、第1項の追完を請求したときは、成果物の納期の日から追完が完了するまでの期間に

応じて第12条第3項の規定に準じて計算した金額を請求することができる。この場合、甲は、当該請求のほか、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求することができる。

- 4 甲が第2項の催告をし、甲の定める期間内に履行の追完がないときは、甲は、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は、契約金額の100分の20に相当する額の違約金を乙に対して請求することができる。なお、甲が返還すべき成果物が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないことができる。
- 5 乙が前2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、成果物が本契約の内容に適合しないことにより甲に生じた直接又は間接の損害の額が第3項及び第4項に基づいて請求した違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 7 第4項の規定に伴い、本契約が解除されたときは、甲は業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払うものとする。
- 8 甲は、第1項から第6項までの請求をするに当たっては、乙が本契約に不適合な成果物を引渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから1年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。ただし、契約不適合責任に係る期間について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。

(所有権)

第24条 本契約に係る成果物の所有権は、その引渡しにより甲に帰属するものとする。

(知的財産権の帰属等)

- 第25条 本契約により納入される成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、前条に規定する所有権の移転の時に甲に移転するものとする。
- 2 乙は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、成果物に係る著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を一切行使しないものとする。
 - 3 乙は、成果物の作成に当たり、第三者の特許権、意匠権、著作権等の知的財産権を利用するときは、その利用に対する一切の責任を負うものとする。
 - 4 前項の知的財産権の利用に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、自己の責任において解決に当たるものとする。
 - 5 前項の紛争により甲が損害を被ったときは、乙は、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

(過失責任)

- 第26条 乙は、乙の従業員等の故意又は過失により甲の施設機器等を破損又は紛失した場合、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- 2 乙は、甲の責めに帰することができない事由により乙の従業員等が本件業務遂行中に被った損害につき、これを補償するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

(危険負担)

- 第27条 甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。
- 2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったと

きは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、乙は、自己の債務を免れたことにより、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(割合的報酬)

第28条 乙は、甲の責めに帰することができない事由により、本件業務を完了することができなくなった場合又は本契約が本件業務の完了前に解除された場合において、乙が既に履行した業務のうち、可分な部分によって甲がその利益を受けたときは、乙は、甲が受けた利益の割合に応じて契約代金の支払を請求することができる。この場合、乙は、可分な部分について第5条の規定に準じて甲の検査を受けなければならない。

(秘密の保持)

第29条 乙は、本契約の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了した後も有効に存続する。

(情報セキュリティの取扱い)

第30条 本契約の履行に関する情報セキュリティの取扱いについては、別添仕様書記載のとおりとする。

(契約保証金)

第31条 本契約に関しては、保証金の納付を免除する。

(補則)

第32条 本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。本契約に定めのない事項についても、同様とする。

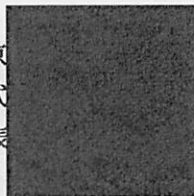
上記の契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年12月2日

甲 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
支出負担行為担当官
法務省大臣官房会計課長 村 松 秀 樹



乙 東京 二丁目40番10号
株式 一
代表 士郎



**新たな法的ニーズの把握及び法曹に期待される
役割を検討するための調査業務に係る仕様書**

**令和6年10月、
法 務 省**

第1 件名

新たな法的ニーズの把握及び法曹に期待される役割を検討するための調査業務

第2 背景及び目的

我が国の社会経済は、科学技術の進展、急激な少子高齢化等の要因から、目まぐるしく変化し、社会経済における既存の枠組みや活動そのものが大きく変容しており、今後も変容を遂げていく可能性がある。

それに伴い、社会経済は、新たな分野のみならず、既存の分野においても、新規の法的リスクや法的課題を生み出し、様々な分野で法的ニーズが顕在化されないまま現に存在し、又は近い将来生じる可能性があると考えられる。

こうした状況の中、新たな法的ニーズや潜在化している法的ニーズを明らかにするとともに、法曹有資格者が期待される役割を明らかにすることは、法曹有資格者がこれら法的ニーズに対して的確に法的サービスを提供していく上で極めて重要である。

そこで、特にスタートアップ企業及び中小企業における、弁護士による法的サービスに対するニーズ等を把握するとともに、そのようなニーズの効果的な掘起こしや、法的ニーズと弁護士との結び付けなど、今後の施策検討のため資料とすることを目的として本件調査を行うものである。

第3 調達範囲及び業務内容

1 調達範囲

- (1) スタートアップ企業に対するアンケート調査及びその分析
- (2) 中小企業に対するアンケート調査及びその分析
- (3) スタートアップ企業・中小企業の法務に関与している専門家等に対するヒアリング調査
- (4) 今後の施策検討
- (5) 上記 (1)ないし(4)の調査及び検討結果を取りまとめた報告書の作成

2 業務内容

- (1) スタートアップ企業に対するアンケート調査

ア 調査数

スタートアップ企業 3,000 社以上に対し、アンケート調査を実施する。なお、過去の類似調査の結果を踏まえ、回答率は 10%程度を想定している。

回答方法の平易化や用語の説明を行うなど、回収率を高めるための工夫を行うこと。

イ 調査先の選定

特許庁が実施している IPAS (IP Acceleration program for Startups) 支援先、J-Startup 選定企業、INITIAL 収録企業等を参照しつつ、調査先の選定を行い、法務省担当者と事前の協議を行い決定すること。

ウ 調査項目数

最大 20 問程度とする。

項目に応じて、選択式質問のほか、自由記述式を組み合わせるなどの工夫を行うこと。

エ 調査項目

調査項目の大枠は以下のとおりとしつつ、受注者において検討の上、調査項目を提案し、法務省担当者と協議して決定すること。

(7) 対象企業の属性

業種、資本金、売上、従業員数、経営者の年齢層、業歴、成長段階等

(4) 弁護士の利用に関する内容

i 弁護士利用の有無

ii 弁護士利用経験がある場合

弁護士利用の形態（顧問契約、社内弁護士、監査役、法律相談、特定案件について依頼等）

弁護士利用のきっかけ（ベンチャーキャピタルからの紹介、関係者からの紹介等）

弁護士利用を開始した時期（創業当初から、いかなる成長段階からか）

弁護士に依頼した内容（ガバナンス、規制・リスク、知財関係、訴訟等）

今後、弁護士に依頼したい内容（ガバナンス、規制・リスク、知財関係、訴訟等）

弁護士に対する満足度

弁護士に期待するもの

iii 弁護士利用経験がない場合

弁護士を利用していない理由

今後、弁護士を利用する予定の有無

弁護士の利用予定がある場合、依頼したい内容（ガバナンス、リスク・規制、知財関係、訴訟等）

(5) 弁護士活用に向けた情報発信に関わる内容

弁護士活用のためにあると良い情報（報酬、弁護士の情報、成功例等）

情報発信方法（リーフレット、ポータルサイト、SNS、セミナー等）

オ 調査手法

アンケートフォームをインターネット上で公開し、調査対象者が当該調査票にアクセスして回答する方式とする。

アンケートフォームの作成に当たっては、PC・スマートフォン・タブレット等の一般的なデバイスに対応した画面設計とし、文字の見やすさ等、ユーザビリティにも配慮すること。

また、入力した回答の一時保存機能を整備するとともに、未回答や誤回答を防止するために必要な措置を講じること。

加えて、当省の求めに応じて随時回答状況の確認が行えるよう、必要な機能を整備すること。

カ 集計・分析

上記アンケート調査の結果について、単純集計やクロス集計等を行うとともに、その内容について分析を行うこと。

(2) 中小企業に対するアンケート調査

ア 調査数

調査数については、スタートアップ企業に対する調査と同程度とするが、具体的な調査数や調査方法等については、法務省担当者と事前の協議を行い決定すること。

スタートアップ企業に対する調査と同様に、回答方法の平易化や用語の説明を行うなど、回収率を高めるための工夫を行うこと。

イ 調査先の選定

選定に当たっては、法務省担当者と事前の協議を行い決定すること。

ウ 調査項目数

最大 20 問程度とする。

項目に応じて、選択式質問のほか、自由記述式を組み合わせるなどの工夫を行うこと。

エ 調査項目

前記第 3 の 2 (1) エ記載のスタートアップ企業に対する調査項目を参考に、受注者において検討の上、調査項目を提案し、法務省担当者と協議して決定すること。

オ 調査手法

前記第 3 の 2 (1) オ記載のスタートアップ企業に対する調査手法を参考に、受注者において検討の上、調査手法を提案し、法務省担当者と協議して

決定すること。

カ 集計・分析

前記第3の2(1)カ記載のとおり。

(3) ヒアリング調査の実施

スタートアップ企業・中小企業における弁護士の活躍の実態を明らかにするとともに、今後の施策の検討に資することを目的として、ヒアリング調査を実施する。

ヒアリング調査に当たって効果的な実施方法があれば、受注者において提案すること。

ア 調査数

スタートアップ企業・中小企業の法務に関与している専門家（弁護士、関係機関・団体の担当者等）数名に対し、ヒアリング調査を実施する。

イ 調査対象の選定

法務省担当者と協議の上、決定すること。

ウ ヒアリング項目

法務省担当者と協議の上、決定すること。

エ その他留意事項

ヒアリング調査の実施に当たっては、以下の点に留意して行うこと。

(7) ヒアリング対象者との連絡・調整を行うこと。

(4) 調査は原則対面で実施することとし、必要に応じてオンラインでの実施も可とする。

(9) ヒアリングの実施、メモの作成、取りまとめ、分析作業等を実施した上で、ヒアリング結果の概要（2ページ程度のもの）・詳細版（逐語でないもの）を作成し、提出すること。

ヒアリング結果については、法務省担当者と協議の上、今後のスタートアップ企業・中小企業における弁護士の活用に関する情報発信の施策に利用できるものとする。

必要に応じて中間的な報告を求めることがあるので、対応すること。

(4) 今後の施策の検討等

アンケート調査及びヒアリング調査の結果を踏まえ、スタートアップ企業・中小企業における弁護士の活用方策等について検討を行うこと。

(5) 調査結果の分析及び取りまとめ

前記第3の2(1)ないし(3)の結果を総合的に分析し、前記第3の2(4)の検討結果とともに、報告書に取りまとめること。

取りまとめに際しては、必要に応じて、法務省と協議の上、スタートアップ

企業・中小企業の法務に関する有識者を選定し、その意見を踏まえること。

現時点で想定している報告書の構成は以下のとおり。

ア 調査の目的・背景

イ スタートアップ企業に対するアンケート・ヒアリング調査結果及び分析

ウ 中小企業に対するアンケート・ヒアリング調査結果及び分析

エ 今後の施策についての検討・まとめ

第4 業務遂行に伴う作業計画の作成及び実施体制の整備

1 作業実施体制

- (1) 受注者は、契約後速やかに当省の担当者と協議の上、作業員名簿及び作業実施計画書（具体的な作業スケジュールを記載すること。）を作成して提出の上、当省担当者の承認を受けること。

なお、作業実施計画書には、本業務に係る作業従事者の役割分担、責任分担、チーム編成を明確にした体制図等の作業実施体制が分かる資料を添付すること。

- (2) 遂行責任者は、本業務に係る作業計画の作成、本業務の遂行に必要な人的・物的資源の調達、作業体制の確立、納期及び品質の確保等について円滑に遂行すること。

- (3) 調査の実施に当たって作業実施計画書の作業スケジュールなどを変更する場合には、当省担当者と協議の上、変更を行うこと。

2 作業管理要領

- (1) 受注者は、詳細な作業スケジュールに基づき進捗管理を実施すること。

作業スケジュールに遅延が生じている場合には、その原因及び当該遅延によるリスクを明らかにした上で、作業要員の交代・増員を含めた改善策を当省に提案し、承認を得ること。

- (2) 受注者は、本業務の品質基準及び品質の保証・改善をしていくために必要な活動、プロジェクト体制及び手順を定め、それらに基づき作業を実施する等の品質管理を行うこと。

- (3) 本業務に係る工程及びタスクごとに必要となるスキルを正確に定義し、適切な知識及び経験を有する担当者を配置すること。

第5 成果物の範囲、納品期日等

1 成果物

成果物は下表のとおりとし、同表に記載する納品期限までに提出すること。

なお、下表項番3ないし7の納品に当たっては、令和7年2月28日（金）までに中間報告を提出し、法務省担当者と調整を行った上で、最終成果物を提出す

ること。

項番	納品成果物の名称	納品期限
1	作業員名簿	契約締結後2週間以内（注）
2	作業実施計画書	契約締結後2週間以内（注）
3	アンケート調査結果 （集計表及びローデータ）	令和7年3月21日（金）
4	ヒアリング調査結果（概要版）	令和7年3月21日（金）
5	ヒアリング調査結果（詳細版）	令和7年3月21日（金）
6	調査結果報告書（概要版）	令和7年3月21日（金）
7	調査結果報告書（詳細版）	令和7年3月21日（金）

（注）行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に規定する行政機関の休日を除く。

2 納品方法等

- (1) 納品成果物は、日本語で作成すること。
- (2) 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の考え方」の周知について（令和4年1月11日内閣文第1号）を参考にすること。
- (3) 納品成果物は、第5の1項番1ないし2については紙媒体1部、第5の1項番3及び4については、それぞれ電磁的記録媒体1部を納品すること。
- (4) 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本産業規格A列・4番とするが、必要に応じて日本産業規格A列3番を使用すること。
- (5) 電磁的記録媒体による納品については、一太郎、Microsoft Office Word、Microsoft Office Excel 又は Microsoft Office PowerPoint のファイル形式で作成し、原則としてCD-R又はDVD-Rに格納して納品すること。
- (6) 納品後、当省において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
- (7) 成果物の作成に当たって、上記第5の2(6)以外の形式での納品となるような特別なツールを使用する場合は、当省の承認を得ること。

第6 納品場所等

受注者は、原則として、次の場所又はメールアドレスに送信する方法により成果物の引渡しを行うこと。ただし、当省が納品場所・方法を別途指示する場合はこの限りではない。

1 引渡し場所

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館A棟15階

法務省大臣官房司法法制部司法法制課

2 送信先メールアドレス

shihouseido03@i.moj.go.jp

第7 成果物の取扱いに関する事項

1 知的財産権の帰属

- (1) 受注者は、本業務により作成する成果物に関し、著作権法第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権を当省に譲渡するものとし、当省は当該成果物を独占的に使用するものとする。
- (2) 受注者は当省に対し、一切の著作権人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

なお、受注者が本業務の成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる必要がある場合には、当省と別途協議すること。

- (3) 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合には、当省が特に当該著作物の使用を指示したときを除き、受注者は、当該著作物の使用に関して費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受注者は、当該著作物の内容及び使用許諾条件につき、当省の承認を得ることとし、当省は、当該著作物について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- (4) 受注者は、本業務に関して、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら当省の責めに帰す場合を除き、自らの責任及び負担において一切を処理すること。

なお、当省は、紛争等の事実を知ったときは、速やかに受注者に通知するものとする。

2 契約不適合責任

- (1) 本業務における成果物等について、種類、品質又は数量が契約書、本調達仕様書その他合意された要件（以下「契約書等」という。）の内容に適合しないもの（以下「不適合」という。）である場合、その不適合が当省の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者は、自己の費用で、当省の選択に従い、その修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下、手段を問わず総称して「履行の追完」という。）をすること。なお、受注者はいかなる場合であっても、当省の選択と異なる方法で履行の追完をする場合は、当省の事前の承諾を受けること。
- (2) 受注者は、その具体的な履行の追完の実施方法、完了時期、実施により発生する諸制限事項について、当省と協議し、承諾を得てから履行の追完を実施す

るものとし、完了時には、その結果について当省の承諾を受けること。

- (3) 受注者が当省から相当の期間を定めた履行の追完の催告を受けたにもかかわらず、その期限内に履行の追完を実施しない場合、当省は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次に掲げる場合、受注者に対して履行の追完の催告なく、直ちに代金の減額を請求することができる。

ア 履行の追完が不能であるとき。

イ 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ 本調達の性質又は契約書等の内容により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

エ 上記アからウまでに掲げる場合のほか、前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- (4) 受注者は、成果物等について検収を行った日を起算日として1年間、成果物の不適合（ただし、数量の不適合を除く。）を理由とした責任を負うものとする。

第8 応札条件

本業務の受注者は、組織として、以下に掲げる要件の全てを満たしていることを要する。

1 公的な資格や認証等の取得

- (1) 品質管理体制について、本調達に係る業務の範囲において、本業務を遂行する組織又は提供サービスが、ISO9001基準又はこれと同水準と認められる品質管理体制を確立していること。
- (2) 情報セキュリティ管理体制について、本業務を遂行する組織又は提供サービスにおいて、ISO/IEC27001:2013又はJISQ27001基準を取得していること又はこれと同水準と認められるセキュリティ管理体制を確立していること。

2 受注実績、履行能力等

- (1) 本件を円滑に立ち上げ、遅滞なく完了させるため、本件の立ち上げ段階において、必要な要員を配置し、即座に本件の作業に取り掛かることが可能な体制を構築できること。
- (2) アンケート調査やヒアリング調査を実施する上で必要となる専門的な知識・知見を有する者を人員として配置していること。

また、スタートアップ企業・中小企業の法務に知見を有する者から助言を得

られる体制を構築すること。

(3) 本業務と同等以上の規模の業務を行った実績を有していること。

第9 業務の再委託

- 1 受注者は、本業務の実施に当たり、その全部又は主たる部分を第三者に再委託してはならない。
- 2 受注者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、あらかじめ再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託予定金額、再委託する業務の範囲、再委託先の業務の履行能力等について記載した申請書及び履行体制図を提出し、当省の承認を得ること。

なお、当省が承認した再委託の内容を再度変更しようとする場合も同様とし、契約金額に対する再委託予定金額の割合は、原則2分の1未満とする。

- 3 受注者は、本業務を再委託先に実施させる場合は、再委託先における本業務の実施について当省に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を実施した場合と同様の責任を負わせるものとし、当該業務を遵守するよう指揮・監督すること。

第10 契約解除

当省は、受注者が本件業務の履行を十分に行うことができないと判断した場合には、それらの事項を十分に履行するための書面による改善要求及び受注者との協議を行い、改善されない場合は、契約を解除することができる。

第11 法令の遵守

受注者は、本調査の実施に当たって、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法（昭和45年法律第48号）等の関係法規を遵守すること。

第12 機密保持

- 1 受注者は、本件調査等における全ての作業に関して知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 2 受注者は、本件調査等において、当省が提供した業務上の情報について、当省の承認なしに第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- 3 受注者は、本調査等を行うに当たって必要な事務的作業を第三者に委託する場合、受注者の責任において本項の条件を遵守させなければならない。

第13 その他

- 1 受注者は、本業務の円滑な運営を図るため、作業の実施時には当省と連絡を密にするとともに、業務上不明な事項が生じた場合には、当省の指示を受けること。
- 2 受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。
- 3 受注者が、当省において実施する本調達に係る提案書の審査に際して、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る評価項目で加点を得ることを希望した場合には、契約期間中、当該認定を保持し続けること。
なお、契約期間中に当該認定が取り消された場合には、必要に応じて契約の解除等の措置をとることがある。
- 4 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた事項については、当省との協議により決定する。

